

地方税統一 QR コードの活用に係る検討会
(令和 5 年度第 1 回 ※通算第 11 回)

令和 5 年 8 月 17 日 (木)
書 面 開 催

[議題]

- ・ 地方税統一 QR コード (eL-QR) の活用状況と今後の取組みについて

[資料一覧]

資料 1 地方税統一 QR コード (eL-QR) の活用状況と今後の取組みについて (事務局)

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用状況と 今後の取組みについて

地方税統一QRコード(eL-QR)の活用状況について

1. 利用件数

- 令和5年4月から同年6月までの共通納税システムを活用した納付件数は約4,700万件。
(金融機関窓口納付が約3,200万件、スマホアプリ納付が約650万件、クレジットカード納付が約330万件、インターネットバンキング等が約520万件)

2. eL-QR導入のメリット

- 納税者、金融機関及び地方団体における主な導入のメリットは次のとおり。

【納税者】

- 全国どの地方団体の納付書であっても、eL-QRを用いて、同一の納付手段により納付することが可能。
- 固定資産税等の賦課税目についても、「地方税お支払サイト」からワンストップで複数団体・複数税目のまとめ納付が可能。

【金融機関】

- 全国どの地方団体の納付書であっても、窓口で受け付けることが可能。
- eL-QRを用いて納付・入金情報がeLTAX経由で地方団体に電子的に送付されるため、紙の領収済通知書の仕分け・送付作業が不要。

【地方団体】

- 納付情報・入金情報がeLTAX経由で電子的に送付されるため、消込作業の効率が向上。
- 個別に金融機関・決済事業者と契約等を行うことなく電子収納可能。

3. 今後の取組み

- eL-QR印字未対応税目がある地方団体や一括伝送方式未対応の金融機関においては、引き続き、導入に向けた調整を進めることとする。
- 令和5年6月までの活用状況を踏まえて見えてきた課題や、その課題の解決に向けて、改めて関係者間で認識を統一すべき点を次ページ以降の通り整理する。

地方団体が運用上で留意すべき事項

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字について(考え方)

令和4年1月「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」

- 金融機関が事務センター等でQRコードを読み取る場合があることを踏まえ、地方団体は、地方税統一QRコードの確実な読み取りの観点から、**金融機関が受け取る①納入済通知書及び②原符の表面には地方税統一QRコード以外のQRコードを印字しないこととする。**
- 納税者等の混乱を避ける観点から、原則、③領収証書部分の表面にも地方税統一QRコード以外のQRコードを付さないこととする。ただし、納付書発送作業等のため、地方団体が内部管理用のQRコードを付すことを妨げるものではない。

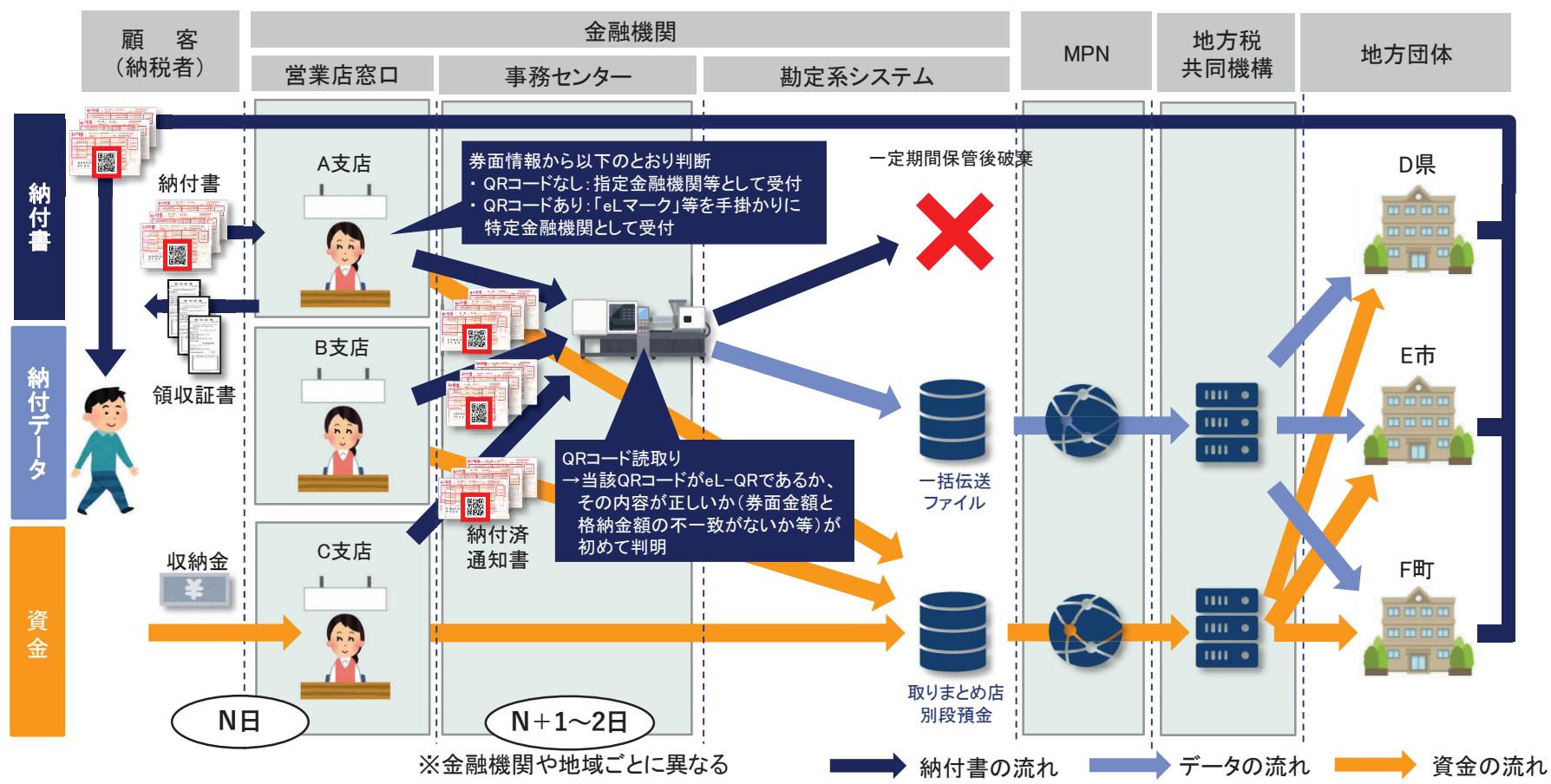
①	②	③
		

地方税統一QRコード以外のQRコードの印字不可

原則、地方税統一QRコード以外の
QRコードを印字しない

【前提】金融機関における処理フローについて

- 多くの金融機関においては、QRコードの読み取りを、営業店窓口ではなく事務センターで実施
- 営業店窓口では、顧客から持ち込まれたあらゆる地方団体の納付書を、特定金融機関として受け付けるべきか、指定金融機関等として受け付けるべきか、QRコードや「eLマーク」を手掛かりに判断
- 営業店窓口における収納は、券面記載の金額によって行うが、券面記載金額と実際にeL-QRに格納されている金額とで差異がある場合、窓口では検知できず、翌日以降、事務センターで判明することとなる（その段階では、追徴あるいは返金は不可。）



金融機関で取扱いの判断等が困難な納付書について

- 地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した収納において、金融機関は指定金融機関(特定の地方団体の納付書のみ取り扱うもの)ではなく、**特定金融機関(eL-QR対応の全地方団体の納付書を取り扱うもの)**として納付を受け付けることが想定されているが、**金融機関窓口で取扱いの判断が困難な納付書の存在が確認されている。**
 - ・ 中間取りまとめ(3ページ)の整理と異なり、**eL-QR以外のQRコードを済通表面に印字している事例。**
 - ・ 「eLマーク」等がない事例。 (「eLマーク」なしeL-QR／「eLマーク」なし非eL-QRの判別が困難。)
 - ・ **本税以外に督促料等の複数の金額を記載している場合、それらの合計金額の記載が納付書にないことで、eL-QRを読み取って表示される金額と券面上の金額が一致しない事例。**
- これらを踏まえて、納付書の印字については、以下の取扱いを基本とする。

eL-QR以外のQRコードの印字・eLマークの印字について

- eL-QR対応納付書(納入済通知書片)においては、中間取りまとめ(3ページ)の通り、原則、eL-QR以外のQRコードを印字しないこととし、その上で地方税以外の公金の納付書にもeL-QR以外のQRコードが存在している実態等も踏まえて、eL-QRであることが分かるように「eLマーク」と「eL-QR」(文字)の印字を行うことで、改善につながるものと考える。
⇒ 「eLマーク」がeL-QR対応納付書に統一的に付されていれば、納税者がスマホ納付等を行う際の混乱防止や、納税者への周知・広報における効果的な活用に資するところ、さらなる利用拡大も期待できる。

納付書記載の税額とeL-QR格納金額について

- 本税以外に督促料等の複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額も記載するとともに、同合計金額とeL-QR格納金額は一致させることで、円滑な収納事務に資すると考える。
⇒ 金融機関窓口では4ページの通り、基本的に納付書券面上の記載のみで判断が必要になることから、収納誤りによる追徴や還付等を防ぎ、円滑な収納事務の実現のためにも、地方団体においては上記取扱いにご協力いただきたい。

金融機関が運用上で留意すべき事項

地方税共同機構や地方団体の収納事務に支障が出る事例について

- 金融機関においてeL-QRを読み取ったデータを地方税共通納税システムへ一括伝送方式により送信する際、一括伝送データに設定する「収納日」の認識が誤っている事例が存在しているので、地方団体において適切に消込が出来ない場合がある。
- 金融機関においては、以下の通り、「収納日」に「納税者が金融機関窓口で支払いを行った日」を設定いただきたい(一括伝送データに関するMPNの仕様)。

■金融機関窓口収納において共通納税システムを使用する際の「収納日」について

► **金融機関窓口収納における「収納日」は、「納税者が金融機関窓口で支払いを行った日」である**とし、特に4ページ目のように窓口収納の翌日以降に事務センター等でeL-QRを読取る運用の場合は、同読み取り日(※)ではないことにご注意いただきたい。(※)当該日付を設定したい場合は項目13「金融機関処理日」を利用する。

〈地方税統一QRコードを利用した収納データのMPN一括消込データのセット内容について〉

※令和4年8月第6回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」（抜粋・加工）

■サブファイル：データレコード【一括消込データ：地方税、地公体料金用】(IF仕様書 表5.10.2-3b およびQR規格取りまとめ資料(青色網掛け部))

項目番号	項目	属性	設定内容	QRコード破損(読み取り不能)時の取扱い ※納付書券面の確認イメージについては別紙を参考
12	収納日	n8	・利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行なった日付を個別に設定	*** 金融機関窓口収納の場合、 「利用者が金融機関チャネルにおいて支払いを行った日付」とは、 「納税者が金融機関窓口で支払いを行った日」になる。 ※4ページ目の金融機関処理フロー図の「N日」となる想定。
13	金融機関処理日	n8	・金融機関事務センター等で入力処理を行った 日付	***

⇒ 地方団体は、一括伝送データにセットされた「収納日」を基準日として延滞金の計算を行い、当該延滞金に係る納付書を発行することから、「収納日」の誤りにより、本来支払うべき徴収金以外の納付書が届くことになると、収納事務への信頼低下にもつながりかねない。このことから、金融機関においても、適切に対応いただきたい。

■ 上記の他、以下のような取扱いも確認されているため、今後、同様の誤りがないよう、ご留意いただきたい。

► eL-QRが読み取れなかった際に、事務センターでeL番号等を手打ちする際に打ち間違え。

► 同じ納付書を複数回読み取って一括伝送データを作成。 など

※ 継続して発生しているものではなく、既に発生金融機関(金融団体)において対応策を講じるなど解決済みであったり、一時的なケアレスミスである場合も、今後の参考として事例紹介するもの。

今後の読み取りテストの考え方

追加税目等のeLTAX付き納付書の読み取りテストについて

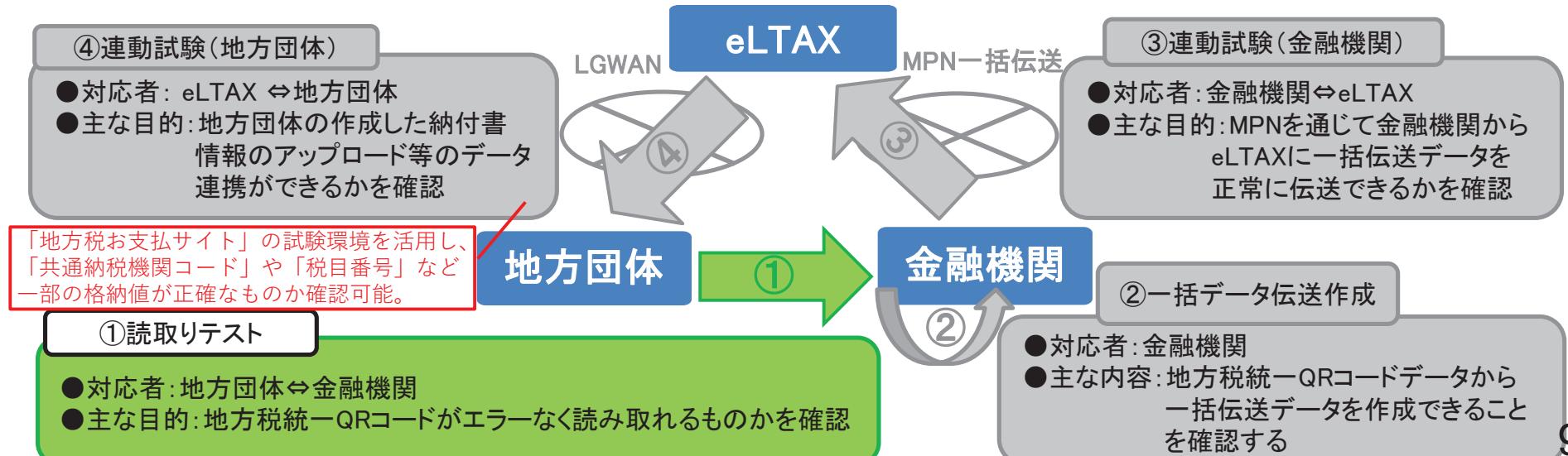
【追加税目の納付書の金融機関との読み取りテスト】

- 追加税目の納付書は、生成条件が既存の対応税目と異なる場合などにおいては、原則、指定金融機関と調整し、読み取りテストを実施することを基本とする。なお、既にテスト済みの税目であっても、システム更改等により、版下や生成条件に大きく変更がある場合などにおいては、品質担保のために読み取りテストを実施することが望ましい。
- 券面上の印字品質(印字位置や濃度等)の確認だけでなく、CD等の格納項目の値が適切かどうかという確認も重要であるため、本番環境(※)に近い条件で生成した納付書を用いてテストすることで、設定誤りによる読み取りエラーの発生を未然に防いでいただきたい。
※ テスト先金融機関と調整した上で、設定値がダミー値(ALL9等)のものを自序印刷等で数枚生成するのではなく、定期賦課と同様に納付書ごとに格納値に差異があるものを一定数まとめて生成する環境を想定。

【毎年度の納付書におけるeLTAX格納値の確認】

- 下記図①～④の各試験はeLTAX活用の導入当初に実施するもの(上記の通り、①読み取りテストは追加税目対応時等も実施する想定)だが、毎年度の納付書発布前におけるeLTAX格納値のチェック作業として、④のうち「地方税お支払サイト」の試験環境によるテストを活用することも有効と考える。
※ ただし、「地方税お支払サイト」の試験環境だけですべての格納値の正誤を確認できるものではないので、基幹ベンダーとも調整の上、格納値は適切に設定・確認を徹底することにご留意いただきたい。

〈eLTAX活用における主な試験イメージ図〉 ※令和4年8月第6回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」(抜粋・加工)



- 読み取りテストは、準備が整った地方団体・金融機関間で個別に協議を行い実施するものであるが、制度の安定的な開始の観点から、地方税統一QRコードがエラーなく読み取れることを確認するために最低限必要と考えられるテストの手順や確認の観点について、一例を示す。

【参考例①】

1. 地方団体からテスト希望先の金融機関に読み取りテストの実施を依頼・相談。
2. 金融機関は必要枚数、送付先等を提示、地方団体は納付書の種類を提示の上、時期等を調整し、地方団体から金融機関へ必要枚数分の納付書を送付。なお、地方団体側において、読み取り用の地方税統一QRコードのデータについて、以下のようにすることが望ましいと考える。
 - ・ データ項目については極力、実際のものと同様の値を設定する。ただし、難しい場合はダミー値を設定する。
 - ・ CD(チェックディジット:83桁中)及びCRC(JPQR)もMPN・JPQRの仕様に則り実際に計算したものを設定する。
3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認する。
4. 金融機関は、地方団体に受領した納付書に印字されたQRコードの読み取り可否結果を報告する。
5. 地方団体は金融機関から読み取り可否結果を受領・確認する。

- 上記は、制度の安定的な開始の観点から最低限必要な確認と考えられるものの一例であることから、手順や確認項目の追加を、各地方団体と金融機関の間で調整することは妨げない。以下、追加の確認項目として考えられる内容の一例を示す。

【参考例②（システム上金融機関が対応可能な場合）】

1. ~2. 同上
3. 金融機関においては、受領した納付書に印字された地方税統一QRコードが読み取れるか確認するとともに、抽出されたデータ項目の情報(83桁情報)や、CD(チェックディジット:83桁中)およびCRC(JPQR)がMPN・JPQRの仕様に則り正しく計算できているか確認する。
4. 金融機関は、地方団体に抽出結果やCDの計算結果等を報告する。
5. 地方団体は金融機関から抽出結果の提供を受け、生成時のデータと突合し、その結果(成否)を金融機関に伝達する。

※ 生成時のデータは納付書送付時等に合わせて提供しておき、金融機関から突合結果報告してもらう流れとすることも考えられる。